



《会計・税務の知識》 平成26年4月1日からの所得拡大促進税制

1. はじめに

平成26年4月1日以後に終了する事業年度から、従業員の給与等支給額を増加させた場合、増加額の10%（中小企業は20%）を法人税から税額控除できる制度の要件が緩和されます。

2. 所得拡大促進税制の要件改正

- ・適用年度を平成30年3月31日まで2年延長
- ・給与等支給の増加率の要件緩和

平成25年4月1日以降に開始し、かつ平成26年4月1日より前に終了した事業年度では、^{※1}基準事業年度と比較して5%以上の増加率が必要でした。しかし、平成26年4月1日以降に終了する事業年度の増加率の要件が、2%以上に緩和されました。厳密には適用1～2年目については2%、3年目については3%、4～5年目については5%と段階的になります。

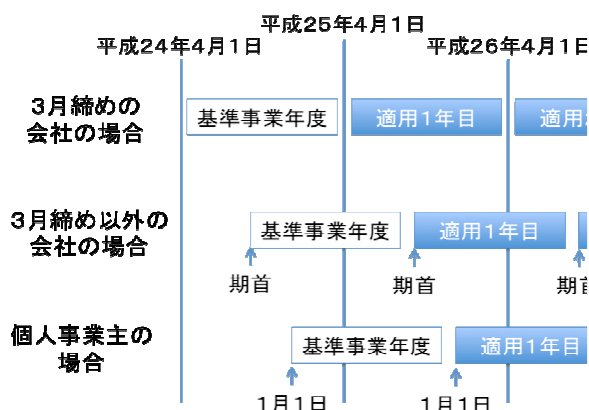
・平均給与等支給額の比較対象の変更

日雇い者への給与のみを除いて計算していたところ、継続雇用者に対する給与等、つまりは退職者や再雇用者、新入社員を除く者に対する給与等になります。

本制度は、年度によって要件が異なるのでいつが基準事業年度・適用事業年度・その前年度にあたるのか確認が必要です。

【^{※1}基準事業年度とは】

平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。



経済産業省 HP より

3. 3つの適用要件

本制度を利用するには、3つの適用要件があります。

要件1: 基準事業年度と比べた増加割合を満たしているか?

⇒ 平成24年度と比べ給与等支給額の増加割合が2%以上増加しているかどうか。

要件2: 前年度と比べて給与等支給額が増加しているか?

⇒ そもそも給与等支給額が増加していなければ利用できません。

要件3: 平均給与等支給額が増加しているか?

⇒ 継続雇用者の平均給与額も増加している必要があります。

詳細は、別途経済産業省のHPを参照ください。

4. その他、留意すべき点

経済産業省や国税庁のHPに詳細や質疑応答集などがありますので、ご利用の際には事前の確認が必要になります。

下記、その他の注意事項を抜粋しました。

- ・白色申告では利用できない。
- ・^{※2}雇用促進税制とは選択適用になります。雇用促進税制の事前届出をしている場合でも、本制度を利用する事は可能で、その場合は、雇用促進税制を諦めなければなりません。
- ・事前に届出をして、認定を受ける必要はありません。
- ・役員報酬は含まれません。
出典) 経済産業省 HP

【^{※2}雇用促進税制とは】

雇用者が一定数及び一定割合増加した場合、雇用者増加数1人当たり40万円の税額控除（法人税額）が受けられる制度です。

(担当：池田)